

特定非営利活動法人 アイラブグリーン 大分 定款

第1章 総則

(名称)

第 1条 この法人は、特定非営利活動法人 アイ ラブ グリーン 大分 という。但し略称は「ALGO」という。

(事務所)

第 2条 この法人は事務所を、大分市大字玉沢625番地の2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3条 この法人は、みどりを保護・保全・育成をはじめとするみどりを大切にする活動、みどりを通じた保健、医療又は福祉活動を行い、子どもから大人まで大分県民にみどりをはじめとする自然環境を守る意識、みどりの郷土愛を育み、もってコミュニティの持続、発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健と医療又は福祉の増進を図る活動。
- ② まちづくりの推進を図る活動。
- ③ 環境の保全を図る活動。
- ④ 子どもの健全育成を図る活動。
- ⑤ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第 5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業。

- ① みどり保全・保護に関する事業。
- ② 環境教育に関する事業。
- ③ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第 6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法(以下「法」と言う。)上の正会員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して、協力をした個人及び団体。

(入会)

第 7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 1 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 入会に際し、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費・臨時会費)

- 第 8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 臨時会費は理事会において必要不可欠だと認められた場合には、臨時に徴収できる。

(会員の資格喪失)

- 第 9条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会書を提出したとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定義等違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 第12条 削除。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上10人以内。
 - (2) 監事 2人以上3人以内。
- 2 理事のうち1人を理事長、1人から2人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任とする。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査する事。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定めに違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は諸官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当する場合には、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、これを解任することができる。この場合、この役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問を5名以内で置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、また理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(職員)

第21条 この法人に事務局長、その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度ごとに一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(召集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までには通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席委任がなければ開会することはできない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第50条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(召集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。

2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第45条 削除。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければ成らない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会を開催し、その出席した社員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的。
- (2) 名称。
- (3) その行う特定非営利活動の種類並び当該特定非営利活動に係る事業の種類。
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更に伴うものに限る)。
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項。
- (6) 社員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)。
- (7) 会議に関する事項。
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項。
- (9) 解散に関する事項(残余財産に帰属すべき事項に限る)。
- (10) 定款の変更に関する事項。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、過半数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項に規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。

3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第39条 理事会の議事においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産手続開始の決定。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(精算人の選択)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散合併(又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会において選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は、当法人の主たる事務所の掲示板に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者にする。
 - 理事長 二村 沢 行
 - 副理事長 池 部 寛
 - 理事 古 賀 正 一
 - 理事 楠 野 耕 市
 - 理事 小 野 尊 康
 - 監事 工 藤 省 三
 - 監事 穴 井 法 明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

する。

5 この設立当初の事業計画は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員は10,000円と定め、準会員は無料と定める。

(2) 年会費 正会員は24,000円と定め、準会員は2,000円と定める。

附則 この定款は、大分県知事の認証の日(令和 年 月 日)から施行する。